

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 7 月 25 日

三木町長 筒井 敏行

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

三木東部地区（大字井戸・鹿庭・下高岡・奥山）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 7 月 25 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	4 経営体
個人	29 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイヤ・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

三木東部地区では、米麦を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図るとともに、大規模経営を行っている担い手や新規参入者に集積・集約化を進め、農地中間管理機構を活用し、地域農業の発展を目指す。